

# 下呂商工会だより



令和4年10月吉日（神無月）発行：下呂商工会  
Tel：0576-25-5522  
下呂市森 801-10  
<https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

働者も、必ず確認してください。

◆最低賃金に関する特設サイト（厚生労働省）

<http://www.saiteichingin.info/>



NEW

## 下呂市広告宣伝等支援事業

### 今こそ積極的な販促活動を！ 下呂市地元応援商品券2022

原油高・物価高騰による影響を受けている市民生活の支援と、消費が落ち込んでいる市内経済の活性化のため、市内事業者を応援するという市の政策のもと、商工会会員の店舗で使用できる商品券「下呂市地元応援商品券2022」事業が、下呂市の協力によりスタートします。

ここ数年、非常に厳しい経営環境となっている中、ここで回復のきっかけとなるよう、この商品券事業を活用し自店の販促活動を展開してください。

応援商品券の実施内容等詳細については、後日、全会員の皆さまにお知らせしますが、年末に向けた積極的な販促活動をお願いします。

#### ☆「下呂市地元応援商品券2022」概要☆

- ①下呂市の住民基本台帳に記載されている方お一人につき、5,000円分（1,000円券5枚）の商品券を配布。
- ②使用期間は令和4年11月15日（火）～令和5年2月15日（水）です。
- ③市内すべての商工会会員の事業所で使用できます。ただし2種類あり、ピンク色のB券（3,000円分）の使用には制限があります。青色のA券（2,000円分）はすべての商工会会員の事業所で使用できます。
- ④各家庭への郵送は、10月25日（火）以降となる予定で、11月13日までには郵送を完了する予定です。お客様からお問い合わせがありましたら、その旨をお伝えください。



※10月18日頃に、会員事業所の皆さまに対し、取り扱い店掲示用ポスターはじめ、換金期限等を記載した文書をお送りしますので必ずご確認ください、商品券の使用について間違えないようにお願いします。

### ☑チェックなくちゃ！ 最低賃金

岐阜県  
910円



「最低賃金制度」って・・・。

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるものです。

岐阜労働局は岐阜県の最低賃金について、これまで880円（時間額）であったものを、この10月1日より、30円引き上げ、「910円」としました。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルールとして、使用者も労働者も、必ず確認してください。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え原油高や物価高騰により、売上高等が減少している事業者等が、年末年始の商戦に向けて、商品のPRや誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する経費の一部に対し支援を受けられるものです。

#### 【補助対象者】

次の1および2に該当すること

1. 次のいずれかに該当する事業者等であって、市税等の滞納がないこと
  - ・市内に事業所等を有する中小法人等
  - ・令和4年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
  - ・下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等
2. 売上高等が次のいずれかに該当する事業者
  - ・令和4年度のいずれかの月の売上高が、コロナ以前（令和元年度）の同月と比較して減少していること
  - ・令和4年度のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高・物価高騰の影響を受けていること
  - ・平成31年4月以降に創業した事業者の場合、創業時に商工会や金融機関等の支援を受けて作成した収支計画の同月比の減少と比較することも可能

#### 【補助対象経費】

- ・チラシ、リーフレット、のぼり、ホームページ制作など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、宣伝費、掲載料、委託料、消耗品費等）※備品は除く
  - ・その他市長が必要と認める経費
  - ・他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象経費としない
- ※令和4年10月3日から令和5年1月31日までに支払いが完了した経費を対象とする（カード払いの場合は口座からの引落しをもって支払い完了とします）



#### 【補助金交付額】

- ・補助限度額 1事業者につき5万円
- ・補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て）
- ・申請回数 1事業者につき令和4年度において1回のみ

#### 【申請期間】

令和4年10月3日から令和5年1月10日まで  
※注意：補助対象事業に着手する前に交付申請を行ってください。

#### 【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 0576-24-2222（内線162）

### 年末資金のご相談はお早めに！ 日本政策金融公庫「マル経融資」

商工会や商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

裏面につづきます。

★日本政策金融公庫 「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」

◎融資限度額 2,000万円以内

◎返済期間 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

◎保証人・担保 無担保・無保証人（保証協会の保証も不要）

◎借入利率 年利1.13%（令和4年10月3日現在）

※新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方については、「借入利率-0.9%」利率の適用、据置期間延長等の適用があります。

すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。



尚、本制度については、商工会における審査会を通じた商工会長の推薦が必要です。年末の資金繰り等については、お早めにご連絡いただきますようお願いします。

## 飲食店の換気設備工事を補助！締切が1ヶ月延長！ 岐阜県飲食店換気対策支援補助金

岐阜県では、飲食店に対する「換気設備工事」及びこれに付随する「空気清浄機の購入」を支援することで、効果的な換気を行い更なる感染対策の徹底を促進するとともに、これにより県民が安心して飲食店を利用できるよう本事業を実施しています。この補助金申請締め切り及び補助対象期間が延長しました。補助対象経費・補助金額等の制度の詳細は下呂商工会ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。

(<https://www.gifushoko.or.jp/gero/>)

【補助対象期間】・・・延長

令和4年1月1日以降に契約・工事・購入し、**令和4年12月31日までに**工事完了・納品・支払いが完了しているもの。

【募集期間】・・・延長

令和4年6月30日（木）～**10月31日（月）**

【応募方法・お問合せ先】

岐阜県HPより申請用紙をダウンロードし郵送。

補助金コールセンター：058-260-5515

尚、本事業については、必要換気量等の基準がありますので、工事事業者等と相談し検討していただくと良いかと思えます。

申請期限10月31日（月）

## 下呂市事業者一時支援金（第2弾）

新型コロナウイルス感染症が事業活動に影響を与えていること、又、原油価格・物価高騰がコロナ禍からの経済回復の妨げとなり事業活動に影響を与えていることから、売上高又は付加価値額が減少したが事業継続の意思を示す市内事業者に対して、事業全般に広く使える下呂市事業者一時支援金（第2弾）が給付されます。

【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症や原油高物価高騰の影響を受け令和4年の4月～6月の合計売上高又は合計付加価値額が令和元年～令和3年のいずれかの年の4月～6月と比べて、

15%以上減少した事業者。

※付加価値額：営業利益+人件費+減価償却費

【給付額】

給付上限額又は算定額のどちらか低い額

※給付上限額

岐阜県の地場産業支援金を受給しない

法人：15万円 個人：8万円

岐阜県の地場産業支援金を受給する

法人：10万円 個人：5万円



【申請期間】

令和4年8月29日（月）～**10月31日（月）**

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 0576-24-2222（内線162）

申請期限11月30日（水）

## 下呂市感染症対策消耗品購入支援事業

市内の事業者が新型コロナウイルス感染防止に取り組むために必要な消耗品の購入費の一部を補助するものです。

【公募期間】

令和4年5月26日（木）～**令和4年11月30日（水）**

【補助率・補助金額】

補助対象経費の1/2 上限5万円 ※1回のみ

【補助対象経費】

新型コロナウイルス感染症を予防しながら事業

に取り組むために、継続的な購入が必要である単価3万円以下の消耗品（自作のものは合計で3万円以下）。

※令和4年4月1日以降に購入し、令和4年12月31日までに支払いが完了したものを対象とします。（カード払いの場合は口座からの引落としをもって支払い完了）

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 24-2222（内線163）

## 「インボイス制度」セミナー

適格請求書「インボイス」制度とは、売上の大小に関わらず、全ての事業者様に大きく影響する制度です。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響を分かりやすく説明するとともに、免税事業者（消費税の納税義務のない事業者）はどうなるのかといった疑問や、事前準備など具体的な対応について解説します。

■開催日時：令和4年10月24日（月）10:00～

■開催場所：下呂市民会館2階 大ホール

■講師：高山税務署 寺沢 哲生 氏

■テーマ：インボイス初級セミナー

※インボイス制度セミナーに参加をご希望の方は、同封の案内チラシの受講申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

下呂商工会ホームページもご利用下さい！

下呂商工会ホームページでは、商工会だよりに掲載している内容の詳細な情報や事業者支援施策の最新情報などさらに多くの情報を発信しています。QRコードを読み取ってご覧ください。 <https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

